

議 事 録

会議の名称	令和 6 年 愛荘町教育委員会 第 6 回定例会
開催日時	令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 3 時 40 分
開催場所	ハーティーセンター秦荘 2 階 第 3 サークル室
出席者	【教育長】徳田寿 【教育委員】4 名 森秀昭、木津知里、中村由香里、黒川泰守 【事務局】5 名 教育次長 陌間秀介 学校教育担当課長 奥村 晃 生涯学習課課長 水谷徹也 図書館 三浦寛二 教育振興課長補佐 久保川美晴 【傍聴人】0 名
議事日程	日程第 1 議案第 24 号 愛荘町立中学校デジタル採点システム提供業務業者選 定委員会設置要綱の制定について 日程第 2 議案第 25 号 愛荘町スポーツ大会出場激励金交付内規の一部を改正 する告示について 日程第 3 承認第 17 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分に つき承認を求めることについて 日程第 4 幼児・児童・生徒の通学路等における交通安全対策について
作成者	教育振興課 久保川 美晴
教育次長	午後 3 時 40 分開会
教育長	本日は第 6 回目となります教育委員会定例会にご出席をいただきましてありがとうございます。 まず初めに教育長の方からご挨拶申し上げます。 第 6 回定例会にご出席をいただきありがとうございます。先程までの総合教育会議に引き続きの会議となりますが、よろしくお願いいたします。 すでにご承知の通り、一週間前の朝の登校時間帯に、あってはならない交通事故が発生いたしました。まずは事故にあった生徒が、回復し、元のような学校生活が送れるようになることを心より祈りたいと思います。一方で、5 年前にも重大な事故が発生している中、今回同じような重大事故が起こってしまったことを重く受け止めるとともに、同じ事故を繰り返さないための取り組みを、今、全町挙げて行っていく必要があると強く思っているところです。本日の定

教育次長	例会後半では、通学路等の安全対策について、皆様方の様々な視点からのご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 話しは変わりますが、先日校園長研修会で愛知川幼稚園を訪問しました。参加した者が感じたことの 하나가、「挨拶をよくしてくれるなあ。」ということがありました。その挨拶もごく自然で、すがすがしい気持ちになりました。私は4 小学校の校門で月に一度は朝子どもたちを迎えています、昨年度よりも多く挨拶の交流ができているように思います。また、今年度新たに赴任された両中学校の学校長からも、「いろいろ課題はあるが、挨拶はよくしてくれる。」という声を聴いています。 子どもの可能性は無限大です。本人がその可能性を主体的にさらに伸ばそうとしていくことが、もちろん大切です。しかし、学校・家庭・地域社会にいる大人が、その可能性を自覚させたり、引き出したり、磨かせたりということが大変重要で、子どもの成長のカギを握っていると思います。 何より「子どもの可能性を信じる。」ことを大切に、大人ができる支援をしつつ、自律できる人材へと伴走していくことが教育の役割ではないかと思うのです。 現状においては、目の前には課題が多くありますが、子どもを信じ、自分たちの力を集めること、つまり課題に向き合い、議論することも一つの始まりと考え、本日の定例会でもぜひ活発な議論をお願いするものであります。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。 開催をさせていただくにあたりまして、配布資料の確認ということでさせていただきます。 【配布資料の確認】 それでは本日の議案日程につきましてはお手元に配布のとおりでございます。議事進行につきましては教育長よりよろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの出席委員は5名で定数に達しています。よって令和6年愛荘町教育委員会第6回定例会は成立いたしましたので開会いたします。 最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。令和6年第5回定例会の議事録について、事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、議事録にご異議はございませんか。

各委員	【異議なし】
教育長	それでは、令和 6 年第 5 回定例会の議事録は承認いただきました。後ほど、委員の皆さんにはご署名をお願いします。 なお、本日の令和 6 年第 6 回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくお願いします。 日程第 1 「議案第 24 号 愛荘町立中学校デジタル採点システム提供業務業者選定委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
教育次長	—議案第 24 号 説明—
教育長	ただいま、「議案第 24 号 愛荘町立中学校デジタル採点システム提供業務業者選定委員会設置要綱の制定について」の説明がありました。 ご質問等ございませんか。
森委員	スキャンするとのことでしたが、スキャンの仕方は 1 枚ずつとかどのような方法でされるのでしょうか。
教育次長	詳細は確認しなければいけませんが、複数枚を流すようにスキャンすることが可能であると考えております。
中村委員	本当にそれで効率が良くなるのかと。活用するのはどこまでの範囲なのでしょうか。定期考査だけなのか小テストまで活用するのでしょうか。
教育次長	基本的には定期考査ということになるかと思います。今まで全て紙で採点、○・△とか 5 点とか何点とかしていたものが、その文書そのものを見て採点というのは難しいですけれども、例えば 1 という答えを書くところに 1 が書いてある、○と書いてあるところに○が書いてあるというのを、機械的に判断をして、それは正解、不正解というのを判断していきます。当然文書でないものについては、なかなか読み込まないと答えがわからないというのもございますし、人によってそれぞれ書き方がいろいろあるので全体を全部文字のもの全体を並べた中で例えば 1 番目に書いている子どもと、10 番目の書いている子どもはよく似た内容だったらこれは○にしようとか、全体を眺めながら、A さんに○をしたものが、B さんに同じ内容で×とならないように、全体が見られるように並べ、全体を見ながら文字化されたものについては、人の目で今まで通りアナログで採点をするというところはやはり残さなければいけない部分もあるかと思

	います。機械的にできるものと、機械的にできないものを振り分けて、それを採点してあとは機械的積み上げていくということです。先生が今まで紙をペラペラとめくり、Aさんのはどうだった、Bさんのはどうだったろうみたいなことで比べながらやっておられたのが、機械で並べて出てくるということで比較をしながら、トータル的に見てこれが○ならこっちも○というような比較をしながらやっていけるということです。そういう時間の方は短縮ができるのではないのかなということで導入させていただきたいというところでございます。
教育長	中学校では放課後は部活動の指導等の時間になっております。これがうまく活用されて、働き方改革が少しでも中学校の方でも進むと良いなと思っているところではあります。
木津委員	先生方のその子どもたちそれぞれの学力の認識というか、テストを○、うちもそうなのですが子どもたちのテストとか何か○をつける時に、この子こういう感じで間違えているわっていう傾向を見て、その子その子たちのそれぞれの間見え方の癖というか、見て何となくこの子ここがわかってないなという判断を先生方もされているのかなと思っていますが、それは自動で点数がついちゃったりしたときに、先生方がAさんはここを毎回間違えてこの癖があるわとかの把握がしにくくはならないのかなっていう心配があります。
教育長	今、おっしゃったところは教師が関わっていく部分だと思いますので、一度スキャンしたものを残して見直すということもできますので、活用面で検討していただけたらと考えております。
教育長	はいその他よろしいでしょうか。 【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 24 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 24 号は、原案どおり可決されました。日程第 2 「議案第 25 号 愛荘町スポーツ大会出場激励金交付内規の一部を改正する告示について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
生涯学習課長	—議案第 25 号 説明—

教育長	ただいま、「議案第 25 号 愛荘町スポーツ大会出場激励金交付内規の一部を改正する告示について」の説明がありました。 ご質問等ございませんか。
黒川委員	一般とスポーツ少年団との値段の違いと、あと資料の斜線部分は大会がないということでしょうか。
生涯学習課長	一般とスポーツ少年団の枠ですが、一般の方は基本的に出せないということです。スポーツ少年団のみ競技団体が主催、共催または後援していない全国大会もしくは全国規模の大会に出場した場合に、一人につき 1 万円を申請があれば適用するというものになります。
森委員	スポーツ少年団というものと一般という場合は、これ団に入っているのは、対象の学年の子ってことですよね。この一般はあくまでも大人の部類ということですね。 もう一つはチームあるいは個人と別れた場合があるのは、全てチームとして考えるのでしょうか。競技によっては、個人で出場する場合があります。 バレーでも例えば高校とかだと、一つの高校だけではなく、複数の高校で 1 チーム作る、選抜チーム的なものもあるし、色んな場合があります。そのあたりの部分とスポーツ少年団という区切りをつけてしまうのであれば、スポーツ少年団に入っているから個人で出場しても、チームで出場しても出すという理解になるが、そうすると一般というのは大人という部類に入ってくる。それを超えた人たちと考えられる。色々な場合が考えられるが、その際の対応はどうなるのでしょうか。
教育次長	まず一般とスポーツ少年団につきましては、過去からの子どもたちの健全育成的な部分もございますし、スポーツ少年団には手厚い支援というような形で行っております。いわゆる一般というのは高校生も含みます。また、中学生とかですと学校で別で支援をさせていただいておりますのでそういったものは対象にはしていないというところになります。あくまでスポーツ少年団に入っておられる場合は、団体・個人に関わらず選手登録される児童、野球ですと 15 人程度ですが、1 人あたり 1 万円というような形で交付をさせていただきます。また個人戦もございますので、個人でも少年団に加入しておれば、1 万円出させていただきますという形になります。 また一般には高校生とか、愛荘町在住の方ということになりますけれども、左側の金額でそれぞれ内容に応じてお支払いをさせていただくというような形でさせていただいているといったようなところの整理をさせてもらっております。ので、よろしくお願いします。

森委員	ここには愛荘町と書いてありますが、愛荘町スポーツ少年団に入っていない子ども、他のスポーツ少年団等に所属している子が多くなっています。そゆう子どもたちが出場するという場合の考え方を教えていただけるとありがたいです。
教育次長	あくまで愛荘町のスポーツ少年団に加入しておられるということになりますので、その場合については一般の部類で対応させていただくという形になるのかと思います。
木津委員	愛荘町在住で、例えば、東近江の少年野球に愛荘町の子が入っています。そのチームが全国大会に行くときには、その愛荘町の子だけに支払われる、その子は、一般の項目で役場に申請をしないとその子が保護者が申請に来ないといけないということでしょうか。
教育次長	そうです。あくまで申請主義ということでしたします。
木津委員	これを皆さんご存知ないかもしれないですね。
教育次長	年に1回ぐらいは広報には載せさせていただいております。スポーツ少年団の方はもちろん必ず出してこられます。今まではこの激励金を出す期間が決まっております、1週間前までとか10日前までに申請していただくような仕組みになっておりましたけれども、コロナ禍で大会がいつか開催されるかわからない、あるいはいつ中止になるかわからないということもございましたので、とにかくその大会が始まる1日前までにまず申請を出してくださいということで、申請していただく方の利便性を考えて、その辺も変更という形でさせていただいております。実際FAX等でとりあえず一報を送っていただくというところもあくまでその試合までに必ず申請書、どんな大会なのかの概要書等、そういったもので当然県大会を勝ち上がっておられるかと思しますのでそうした部分をわかるものを添付して出していただくというところでお願いをしているというようなところでございます。
生涯学習課長	先日、実は野球チームであるJボーイズというチームがありますが、全国大会に行くというようなことで申請がなされました。ただJボーイズに関してはスポーツ少年団ではなく、あくまで一つの団体ですので、そういった団体によっては申請につきましては一般の部でお支払いをするというものでございます。
中村委員	スポーツの部類が難しくて、例えば、今流行りのブレイキングダンスみたい

教育次長	なものと、あとスポーツがつくとしたらeスポーツとか、すごく難しいので。囲碁や将棋は違うのはわかるのですが。何かその線引きをどういうふうにされていて、その辺、周りへの周知をどういうふうにされているのかなというのが質問です。 6 ページをご覧いただきたいと思います。ここに定義ということで書いています。スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会または加盟する競技団体が主催または共催するスポーツ大会ということで書いております。あくまでこのスポーツ庁になり、日本スポーツ協会に加盟されている、もしくはそこが共催しているところが大前提になりますのでそこに入っておられるかどうかというのがまず一つのハードルということになります。 また、スポーツばかりではなく文化面でも頑張っておられる方もおられますので、その辺、今後考えさせていただければなというふうに思っているところでございます。
教育長	それでは他に質疑よろしいでしょうか。 【質疑なし】
教育長	これより議案第 25 号を採決いたします。 【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号は、原案どおり可決されました。 それでは次の議案に入る前に承認第 17 号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができる。」となっております。この議案については、公開しないこととしてよろしいか、お諮りします。 【異議なし】
教育長	異議なしと認めます。よって承認第 17 号は非公開といたします。傍聴人は一時退席をお願いします。 ●<u>上記の決定により、承認第 17 号 は非公開とする。</u> 「承認第 17 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分について承

教育長	認を求めることについて」 承認件数 小学生 3 名 傍聴人の入場を認めます。 続きまして、日程第 4「幼児・児童・生徒の通学路等における交通安全対策について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
教育次長	—日程第 4 の説明—
教育長	ただいま「日程第 4 幼児・児童・生徒の通学路等における交通安全対策について」の説明がありました。 皆様方からご意見頂戴できればと思います。
教育長	今回の事故にあわれた子どもは、ヘルメットは装着してくれていました。5 年前の事故の時もヘルメットは装着してくれていました。共通するのは信号のない交差点。現場で立哨して、先週は朝雨がひどかったです。全ての人にとって状況が悪い気象の状況ではあったというふうには思います。 ただ、事故が起こったあとでも、ヘルメットを着用していない子どもが秦荘中学校で見かけました。我がこととはなかなか思えない、そのあたりをどうしていくのか、時間はかかるとは思いますが、自主的・主体的に自分の命を守るということを考えてもらわないと駄目なのかなということ、その辺り課題かなと思っています。改めて、ともにそういう子どもへの指導、子どもの心にしみる指導、そして子どもが自らそのことに気づいてというところ、すぐに答えはでませんが、強く取り組んでいきたいと思っております。
中村委員	愛荘町の道はとても見通しが良い道が多く、車も自転車もスピードを出すというイメージがあります。歩いていると、人には厳しい道が多いです。車は走りやすいですが、歩いているのであれば自分が動けますが、自転車だった徒歩と同じように端を走れませんので、結構車道に出て走ることになります。申し訳ないなと思いながら通行させてもらうことになります。車の方から見ても、歩いている人とか自転車の方は迷惑な存在だろうなと認識です。私も車に乗っていると、なるべく徒歩や自転車の人には出会いたくないなと思います。お互いなるべく避けたいという感じで、一緒に仲良く動くのはなかなか難しいなと思います。道自体がもっと歩道とかね自転車専用道路ができればいいのですが、現実それは無理だと思うのでやっぱり歩く人々自転車の人がよけるしかないのかなと思っています。

黒川委員	中学生はヘルメットかぶらないっていうのですが、価値観がすごく変わってきていて、髪の毛染めたり、爪もおしゃれにしたりとか、ファッションとして小さな頃から親も認めている世の中なので、「ヘルメットして」と言うことやっぱ髪型が崩れるとかは考えると思うけれども、なかなか命の方に繋がられないと思います。 多分、保護者もヘルメットをかぶらないといけないと言っていると思いますが、させるまでに至らないというのが現実だと思います。 自転車で乗る子が減ってきているように思います。今は親が送り迎えするので、友達の遊びに行くのも習い事に行くのも結構送迎している人が多いです。そういう意味でも経験が少ないと思います。小さいころ、自転車を乗り出したぐらいの時、幼稚園小学校低学年のうちにきちんとそのルールを教える時間があると、少しは意識が変わるのではないかなというのを思っています。 うちの子も自転車で事故にあっています。信号のない交差点で、あとで子どもに聞くとよく確認せずに行っちゃったっていうことで幸い大きな怪我はしませんでした。雨の日にも事故にあいました。すごくひどい雨の日で、前が見えないという状況で、私もなぜ自転車で送りだしてしまったのかと後悔しました。 気をつけていてもやっぱそういうことはあるので、なくなればいいなと思うが、なかなか難しいなというのが正直なところです。 今回の事故で先日の事故でも、若者対若者っていうのは悲しいです。 最近よくあるのは携帯です。自転車乗っている子も、車に乗っている人も、それで亡くなったという事故を最近聞きました。みんなが気をつけないといけないと考えますが、どうにかして減速できるように道をする、看板だけでは難しいので道をポコッとして、速度緩めないといけないようにするのを設置するとか、他所から来た人はスピードの出しやすい道が割とあるのではないかと思います。 看板というのは割と目に入らない。前を見ているだけなので、看板はどこまで効果があるのかと考えてしまいます。
木津委員	ヘルメットを変えるというのはいかがでしょうか。外国かどこかで首にするヘルメットを肩にかけて、事故したときに膨らんで頭部を守るというのを見ました。そういうヘルメットに変えてあげるとヘアセットが崩ずれるから嫌だと思っている子たちも首ならいいと思ってくれるのではないのでしょうか。 道を通っていて人でもない、ただ何かの影だったりするのですが、毎回びっくりさせられる場所があります。そういうのを研究されている方に聞いて、みんながびっくりするようなものを立てるとかを考えてはどうかなあとと思います。

教育長	就任したときに、ヘルメットについて変更するかと、学校でもアンケートを実施しましたが、あまり変更しようという積極的な意見が出ませんでした。 確かにヘルメットの形状を変更すると価格は高くなるかもしれませんが、高くなっても着用率が上がるのであれば、補助をすることにも意味があると考えて、提案したがうまく進まなかった経過があります。子どもから自立的にヘルメットを変えて欲しいという動きが生徒会等に出てくればいいなと思います。 愛媛県はしまなみ海道をみんなで走ろうというキャッチフレーズかがあり、高校生以下にヘルメットを無料で配布していると聞きました。ヘルメットの着用率が高いそうです。県をあげて、町をあげてとか取り組んでいかなければならないのかなと思っています。
中村委員	ビワイチとかと一緒にするととかはいかがですか。
教育長	おっしゃる通りです。滋賀県で取り組んで、高校生にも呼び掛けてとかできるといいと思います。
森委員	現職の時、交通事故で亡くなられた児童がおられました。歩道を歩いている時に、居眠り運転の車が突っ込んできて、飛ばされて亡くなりました。なぜここでという事故でした。本当にそういう事故に関しては、厳しい思いを私も持っております。学校で勤めさせていただいている中で、苦しい、厳しいときがありました。 それだけ命が大切であるということをその時の子どもたちはよく知っています。私の周りにそういうことが非常に多くあって、だからもうそれに対してものすごく気になります。 先ほど言われたように、本当に歩道のない道を歩くのは怖いのです。だから、建設時道路と歩道は別になっているっていうのはそれがまずおかしいというように僕はいつも思っているのです。 歩道にいても全部ずっとつながっているわけではなく、時々切れている部分があります。せめて最低でも歩道は必ずつけてほしい。道路を作るときに歩道もセットで考えるべきだと思うということを、色んなところで僕もお話をさせてもらっています。「法律があるので簡単には・・・」ということで終わってしまうのですけれども。本当に子どもたちの命あるいは人間の命を守ということを一生懸命子どもたちにも教えているし、子どもたちも努力している、お年寄りもそんなに自分が事故にあおうと思って歩いておられない。けども、そうなるということは環境を整えていかなければならない時代なのではないかということを色々と話をさせてもらっていますが、なかなかそれがうまく進まない。 本当に身近でないと、また事故というような思いしかなかったが、自分が目

教育長	の前でそういう子どもたちにであっているということについては、本当に未だに寂しくて悲しくなります。 過ぎたら終わりということではなく、起こさないようにしていくために話を進めていかなければならないと思います。 我々自身も車に乗っているあるいは自転車で動く、バイクで動く、歩く、色んなことから考えると怖い。そういうものを何とかしてみんながそうゆう思いになって欲しいなという気持ちでいっぱいです。設備をきちっと整えていくことが大切だと思う。 中学生、家に帰ってから出かけるにしてもヘルメットせずに出かける。かぶるように指導をしたいけれども、ただのおじさんが怒っている、知らない子だと言うのが難しい。しろと言われてできるものではなく、守っていけるものではない。 やはりそれは大切なことだと認識して、子どもたち自身がしないといけないという気持ちを持って欲しいと思います。 本当にこういうことがいくつも起こって欲しくないというのが、私のずっと思っている気持ちです。 ありがとうございました。 簡単に結論ができることではありませんが、本当に重く受け止めて引き続き議論を続けていきたいと思いますので、今後ともまた気づかれたことありましたら教えていただけるとありがたいと思います。 以上で、令和6年第6回定例会の案件はすべて終了しました。 午後4時45分 閉会
-----	--